

平成 27 年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 平成 27 年 8 月 25 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

15 番 友利 一彦

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 国吉 孝

【議事録署名人】

2 番 百次 仁一 3 番 仲西 栄二

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 39 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 4 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 27 年 第 8 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、平成 27 年第 8 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、15 番友利一彦委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは平成 27 年第 8 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 2 番百次仁一 委員、3 番仲西栄二委員です。次回調査委員が 13 番具志堅繁光委員、14 番長嶺功委員、15 番友利一彦委員となっています。よろしく願いいたします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第 1 議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(21 件)</p> <p>日程第 2 議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(4 件)</p> <p>日程第 3 議案第 39 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件)</p> <p>日程第 4 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(27 件)</p> <p>となっています。</p> <p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 37 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 21 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 2 ページお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は真壁の 5 筆で、8 年間の賃貸借権の設定です。2 番は真壁の 4 筆で、8 年間の賃貸借権の設定です。3 番は新垣の 1 筆で、8 年間の賃貸借権の設定です。4 番は国吉の 1 筆で、8 年間の賃貸借権の設定です。5 番は糸洲の 2 筆で、8 年間の賃貸借権の設定です。次に 3 ページお開き下さい。6 番は真壁の 1 筆で、8 年間の賃貸借権の設定です。6 番と 7 番は関連しております。7 番は南波平の 1 筆で、8 年間の賃貸借権の設定です。8 番は与座の 1 筆で、売買による所有権の移転です。9 番は北波平の 1 筆で、8 年間の使用貸借権の</p>

	<p>設定です。10番は伊敷の4筆で、売買による所有権の移転です。11番は新垣の1筆で、売買による所有権移転です。12番は新垣の1筆で、5年間の使用貸借権の設定です。13番は米須の1筆で、売買による所有権移転です。14番は南波平の1筆で、売買による所有権移転です。15番は真栄平の1筆で、売買による所有権移転です。16番は大里の2筆で、交換による所有権の移転です。17番は大里の1筆で、交換による所有権の移転です。18番は摩文仁の1筆で、売買による所有権の移転です。19番は摩文仁の2筆で、5年間の賃貸借権の設定です。20番は座波の1筆で5年間の賃貸借権の設定です。21番は大度の2筆で、売買による所有権の移転です。以上であります。</p>
会長	<p>それでは、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。</p>
委員	<p>18番について、蜜源植物とはどういった植物でしょうか。 また、19番に野菜とありますが18番の蜜源植物と関係があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>蜜源植物については、確認しておりません。 19番の野菜については、トウガンやヘチマであり、蜜源植物とは関係ありません。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第37号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、次に議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、4件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>

事務局	<p>8 ページをお開き下さい。1 番は阿波根の 2 筆で、農地区分は第 2 種農地です。一般住宅・侵入道路への転用で、売買による所有権移転であります。2 番は喜屋武の 1 筆で、第 1 種農地です。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は阿波根の 1 筆で、第 2 種農地です。一般住宅への転用で、贈与による所有権移転であります。4 番は摩文仁の 1 筆で、第 3 種農地です。一般住宅への転用で、贈与による所有権移転であります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、調査員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>今回は 3 名で調査して参りました。では、9 ページをご覧ください。申請地は、住宅に囲まれており問題ないものと判断しました。次に 11 ページをご覧ください。申請地は、住宅が練たんし集落に接続しており問題ないものと判断しました。次に 13 ページをご覧ください。申請地は、集落に接続しており問題はないと判断しました。次に 15 ページをご覧ください。こちらは第 3 種農地ということで問題ないと 3 人の意見は一致しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは、皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。</p>
委員	<p>2 番について、申請地は、土地改良されているのですか。</p>
事務局	<p>土地改良はされていません。</p>
会長	<p>他に意見ございませんか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第 38 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>

委員	異議なし。
会長	次に、日程第3議案第39号議案農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について2件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、17ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてであります。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p>議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	それでは、議案39号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	次に、議案40号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について27件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>では、21ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p>議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>27-32番は貸し手が共有名義であります。賀数の2筆で3年間の使用貸借権の設定であります。さとうきびの新規就農であります。27-33番は与座の1筆で5年間の賃借権の設定であります。さとうきびの規模拡大であります。27-34番は与座の1筆で5年間の賃借権の設定です。さとうきびの規模拡大であります。27-35番は与座の2筆で5年間の賃借権の設定であります。27-36番は与座の1筆で5年間の賃借権の設定であります。さとうきびの規模拡大であります。次に22ページお開き下さい。27-37番は与座の2筆で5年間の賃借権の設定です。さとうきびの規模拡大であります。27-38番は南波平の1筆で8年間の賃借権の設定であります。27-39番は喜屋武の4筆で10年間の使用貸借</p>

	<p>権の設定であります。牧草であります。27-40番から20-47番は関連しております。27-40番は真栄里の1筆と照屋の2筆であります。8年間の使用貸借権の設定で経営作目は牧草であります。27-41番は宇江城の1筆と大度の2筆であります。27-42番は照屋の5筆で経営作目は牧草です。27-43番は伊原の1筆と真壁の4筆であります。27-44番は照屋の9筆であります。27-45番は照屋の1筆と宇江城の1筆で経営作目は牧草であります。27-46番は照屋の1筆で経営作目は牧草です。27-47番は照屋の1筆で経営作目は牧草であります。27-48番は国吉の1筆で牧草の規模拡大であります。27-49番は国吉の3筆で10年間の使用貸借権の設定で牧草の規模拡大であります。27-50番は真壁の2筆で10年間の使用貸借権の設定で牧草の規模拡大であります。27-51番は真壁の1筆で10年間の使用貸借権の設定で牧草の規模拡大です。27-52番は与座の1筆でマンゴーの新規就農であります。27-53番は与座の1筆でマンゴーの新規就農であります。27-54番は米須の1筆で経営作目は花卉であります。27-55番、27-56番は小波蔵の1筆で菊の規模拡大であります。27-57番、27-58番は小波蔵の1筆で菊の規模拡大であります。27-59番、27-60番は小波蔵の1筆で菊の規模拡大であります。27-61番は与座の1筆で5年間の賃借権の設定であります。サトウキビの規模拡大であります。以上です。</p>
会長	<p>では、皆様のご意見等よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>議案40号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。</p>

議事録署名人

2 番 百次 仁一

3 番 仲西 栄二